

江田島市雇用調整助成金等受給サポート補助金に関するQ&A

項番	質問内容	更新日			
01	補助事業に関すること				
01-1	本事業の内容について	R2. 6. 19			
02	補助対象者に関すること				
02-1	補助対象者について	R2. 6. 19			
02-2	社会福祉法人や医療法人等の法人・団体について	R2. 6. 19			
02-3	対象事業所の単位について	R2. 6. 19			
03	補助対象経費に関すること				
03-1	補助対象経費について	R2. 6. 19			
03-2	社会保険労務士報酬の源泉所得税	R2. 6. 19			
03-3	社会保険労務士の助言を受けた場合について	R2. 6. 19			
03-4	社会保険労務士以外に支払った報酬について	R2. 6. 19			
03-5	県外の社会保険労務士に委託した場合について	R2. 6. 19			
03-6	本交付要綱施行日（R2. 6. 18）より前の社会保険労務士の報酬について	R2. 6. 19			
04	補助金額について				
04-1	補助金額について	R2. 6. 19			
04-2	他団体からの助成措置等を受けた場合について	R2. 6. 19			
05	申請手続きに関すること				
05-1	補助申請回数について	R2. 6. 19			
05-2	申請期間について	R2. 6. 19			
05-3	申請に必要な書類について	R2. 6. 19			
05-4	申請書類の提出方法について	R2. 6. 19			
05-5	申請書類の作成依頼について	R2. 6. 19			
06	補助金の交付（支払い）に関すること				
06-1	補助金の交付開始について	R2. 6. 19			

01 補助金制度に関すること

(問 01- 1) 本事業の内容は、どのようなものか。

(答 01- 1)

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者支援に係る国県市町の様々な取組の中で、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（以下、「雇用調整助成金等」という。）の活用が低迷しています。
- しかし、休業等を余儀なくされる中でも、事業者が事業再開に向けた態勢を維持しつつ、休業手当を通じて従業員の生活を守り、そして事態収束後、早期に本市経済の回復を図っていくためには、雇用調整助成金等が確実かつ迅速に利用されることが重要です。
- 一方で、雇用調整助成金等については、助成率の拡充や要件緩和、申請書類の簡素化などの特例措置が講じられていますが、これまで段階的に何度も改定されたため、申請に不慣れな中小企業者にとっては、最新の制度理解が難しいところです。
- また、必要な書類を整えることも困難であることから、その活用を促進するために、中小企業者が雇用調整助成金等の申請に要する経費の補助を行うものです。

02 補助対象者に関すること

(問 02- 1) 補助対象となる者は、どのようなものか。

(答 02- 1)

- 次の要件を全て満たす者とします。
 - ・ 中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者
 - ・ 江田島市内に主たる事業所を有している者
 - ・ 雇用調整助成金等について広島労働局長の支給決定を受けている者。ただし、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等の休業手当（休業等の初日が令和 2 年 1 月 24 日以降）に係るものに限る。

(問 02- 2) 雇用調整助成金等の支給決定を受けている社会福祉法人や医療法人等の法人・団体についても対象となるか。

(答 02- 2)

- 対象になります。ただし、公益法人など、行政からの補助金・委託費などの公的資金を受けている法人は対象外とする場合があります。

〈補助対象法人・団 thể例〉

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）など

(問 02- 3) 「主たる事業所が所在している」対象事業者の単位は、どう考えればよいのか。

(答 02- 3)

- 本社・本店又は主たる事業所が市域内に所在する中小企業者とします。
〈主たる事業所が所在すると認められる事例〉

- ・ 本社・本店が市域外にあるが、支店・営業所が市域内にあり、事業所単独で社会保険労務士に申請代行を依頼し、ハローワークに雇用調整助成金の申請（受給）を行っているケース
- ・ 個人事業主の事務所は市域外にあるが、店舗が市域内にあり、店舗で雇用している従業員について、緊急雇用安定助成金の申請をハローワークで手続きしているケース

03 補助対象経費に関すること

(問 03- 1) 補助対象となる経費は、どのようなものか。

(答 03- 1)

- 社会保険労務士に支払った報酬のうち、次の経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とします。
 - ・ 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類及び添付資料の作成に要する経費
 - ・ 雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費
 - ・ 雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費

(問 03- 2) 社会保険労務士の報酬に係る源泉徴収税は補助対象経費に含まれるのか。

(答 03- 2)

- 含まれます。
- 請求書や領収書にできるだけ内訳（報酬本体、源泉徴収税、消費税）を記載してもらおうよう、社会保険労務士にお願いしてください。

(問 03- 3) 社会保険労務士に助言を受けて、申請書類等は自分で作成・提出し、雇用調整助成金の支給決定を受けた場合も対象になるのか。

(答 03- 3)

- 新型コロナウイルス感染症に関連するものとして、社会保険労務士からの請求及び支払が確認できる書類が添付される場合には、対象となります。

(問 03- 4) 社会保険労務士以外に申請手続き等を依頼し、支払った報酬では対象とされないか。

(答 03- 4)

- 対象となりません。
- 雇用調整助成金等の申請書類の作成や代行申請等業務については、社会保険労務士法第2条に規定する業務であり、社会保険労務士以外は行うことができません。
- なお、弁護士であっても、「社会保険労務士名簿」に「登録」しなければ社会保険労務士として業務をおこなうことができず、(同法第14条の2第1項)、弁護士であることのみをもって、同法第2条に規定する業務を行うことはできません。

(問 03- 5) 県外の社会保険労務士に業務を委託した場合でも、補助対象となるのか。

(答 03- 5) 対象となります。

(問 03- 6) 本交付要綱の施行日 (令和 2 年 6 月 18 日) より前に社会保険労務士に支払った報酬でも対象となるのか。

(答 03- 6)

- 対象となります。

04 補助金額に関すること

(問 04- 1) 補助金額はいくらか。

(答 04- 1)

- 10 万円を上限に、補助対象経費の全額を補助します。

(問 04- 2) 他の団体から別に助成措置等を受けた場合、補助金額はどうなるのか。

(答 04- 2)

- 補助対象経費から当該助成措置金額を控除した上で、補助金額を算定します。

〈計算例〉

社会保険労務士に支払った 金額 (消費税抜き)		他団体等からの 助成額		補助対象 経費
120,000 円	-	40,000 円	=	80,000 円

05 申請手続きに関すること

(問 05- 1) 補助 (申請) 回数に制限はあるのか。

(答 05- 2)

- 1 回限りとします。
- 社会保険労務士に報酬を (雇用調整助成金等の支給決定ごとなど) 複数回に分けて支払う場合には、上限額 10 万円を超えるまでなるべくまとめて申請してください。

(問 05- 2) いつまでに申請する必要があるのか (受付期間の終期はいつか)。

(答 05- 2)

- 令和 3 年 2 月 28 日までを申請受付期間としています。(令和 3 年 2 月 28 日消印有効)

(問 05- 3) 申請に必要な書類は、どういったものか。

(答 05- 3)

- 江田島市雇用調整助成金等受給サポート補助金交付申請書 (様式第 1 号) に、次の書類を添付して申請してください。
 - ・ 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
 - ・ 社会保険労務士と締結した雇用調整助成金等の申請等に係る契約を証するものの写し (例: 社会保険労務士との契約書等)
 - ・ 社会保険労務士等への支払が (新型コロナウイルス感染症に関連するものに限る。) が確認できる書類 (例: 社会保険労務士から発行された領収書等)
 - ・ 市税の納税状況の閲覧に対する同意書 (様式第 2 号)

(問 05- 4) 申請書類の提出は、どういった方法で行うのか。

(答 05- 4)

- 新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送での提出を推奨します。
宛先：〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原 505 番地
江田島市産業部交流観光課 宛て
備考：「江田島市雇用調整助成金等受給サポート補助金申請書在中」と封筒に記入してください。

(問 05- 5) 社会保険労務士に申請書類の作成等を依頼したいが、どこに連絡をすればよいか。

(答 05- 5)

- 広島県社会保険労務士会では、雇用調整助成金等の申請手続きに対応できる社会保険労務士のリストを作成し、ホームページ (<http://www.hiroshima-sr.or.jp/>)
- なお、広島県全体として、広島県社会保険労務士会に本事業への協力をお願いしており、連携しながら進めていくこととしています。

06 補助金の交付（支払い）に関すること

(問 06- 1) 補助金の交付開始は、いつ頃を予定しているのか。

(答 06- 1)

- 申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは、江田島市雇用調整助成金等受給サポート補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知します。
- 江田島市雇用調整助成金等受給サポート補助金請求書（様式第4号）で請求をいただいた後、指定口座に振り込みます。